



明けましておめでとうございます



横浜ランドマークタワー69階展望フロアから臨む横浜港

◎弁護士

畠山 穂	関守麻紀子	田井 勝	後藤 愛
川又 昭	近藤ちとせ	北神 英典	海渡 双葉
根岸 義道	田渕 大輔	高橋 由美	徳永 吉彦
小口千恵子	中村 晋輔	清水 俊	鈴木兼一郎
高橋 宏	浅川 壽一	鈴木 啓示	

◎事務局

渡部 健二	中村妃奈子
森下 純子	柳原 康雄
塩見 祐	高木麻美子
石栗ルミ子	大田 順子
山本 明子	大沼 恵
吉田 幸穂	星野 知英

「公務員の労働条件と 公共サービス」弁護士 田渕 大輔



【1】昨年9月18日、二宮町は、職員の残業時間の上限を年間240時間と設定し、これを超える時間外勤務手当を30年以上にわたり支払つていなかつたことを発表しました。このような運用は、遅くとも1987年以来、30年以上にわたり行われ、記録がある過去5年分の未支給額の合計は1億1330万円以上のことです。

この件について、自治労連神奈川県本部と神奈川自治労連弁護団は連名で申入書を作成し、

11月2日、二宮町に対して、時間外勤務手当を少なくとも記録の残つている5年分にまで遡つて支払うこと、そして、職員が時間外勤務を行わなくて済むよう、必要な数の職員を採用すること等を求める申入を行いました。

【2】二宮町が時間外勤務手当を適正に支払つていなかつたことが違法であることは言うまでもありません。しかし、根源的な問題として、そもそも公務の職場で職員が足りているのかと

そのため、今回の申入でも、単に時間外勤務手当を支払えというだけでなく、そもそも職員が時間外勤務を行わなくて済むような職場を実現することに主眼を置きました。

【3】近時の公務員バッティングの風潮の中、職員を減らすことは賞賛されても、職員を増やすことには厳しい目が向けられます。

労働基準法は、時間外労働等に対して、割増賃金を支払うことを義務付けています。この趣旨は、人を働かせる使用者の側からみれば、同じ量の仕事がある時、少数の労働者を長時間働くこと

いわゆる官製ワーキングプアの問題が生まれるとともに、公務の劣化も確実に進んでいます。

【4】私たちの日々の生活は、多くの労働者によつて支えられています。24時間営業のコンビニ、時間指定で自宅に荷物を届けてくれる宅配便、終電を逃した後のタクシー、全て誰かの労働があるからこそ、私たちは充実したサービスを受けられるのです。

同じことは、公務にも当てはまります。私たちが日々の生活中で長時間労働を抑止することにあります。

そのため、今回の申入でも、単に時間外勤務手当を支払えといふだけではなく、そもそも職員が時間外勤務を行わなくて済むような職場を実現することに主眼を置きました。

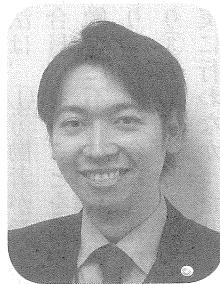
公務員を減らしたから、公務員の給料を下げたから、私たちが負担する税金が安くなるわけではありません。むしろ、公務員の労働条件の低下や労働環境の悪化は、公共サービスの切り捨てや質の低下を必ず招くのです。

今回の二宮町の一件が、多くの公務員が長時間労働によって疲弊しています。また、正規職員が、コストを理由として非正規職員に置き換えられることで、

お金の問題に矮小化されるのではなく、公務員の働き方や公務のあり方を考えるべきかけになります。

鎌倉市職労事件解決のご報告

弁護士 徳永吉彦



し、解決することができました。

②の給与削減に伴う激変緩和措置の全面削除事件は、市職労と鎌倉市長の間で成立していた労使合意を鎌倉市議会が無視し、議会が給与を一挙に大幅削減したことが原因で生じたもので、最高で17.9%に及ぶ賃下げが行われてしまいました。労働条件の話し合いの末の約束が反古にされてしまったのは大きな問題でした。この件は、議会も相手にしたところに難しさを抱えていました。

この問題は、①特殊勤務手当の撤廃事件、②給与削減に伴う激変緩和措置の全面削除事件、③労働委員会継続中の組合事務所からの追い出し事件の3つの事件でした。このうち、③組合事務所からの追い出し事件については、組合事務所を確保する内容で裁判所において和解が成立しましたのでご報告します。

鎌倉市職労は鎌倉市の職員によって構成されている労働組合ですが、労働委員会において3つの不当労働行為救済申立事件に取り組んできました。およそ4年間にわたるたたかいが解決しましたのでご報告します。

最終的には、特殊勤務手当の撤廃事件が係属していた中央労働委員会において和解が成立了。合わせて全体解決となりました。和解は、「市と組合は、労使対等の原則に基づき、今後の団体交渉において誠意をもつて十分に交渉を尽くし、労使が合意した事項についてはその実現

に向けて最大限努力する」という内容です。見方によつては当たり前のことのようにも思えます

が、それが守られていないかつたのが本件なのです。

この事件を通して明らかになつた課題は労使自治と議会との関係です。



2018.7.19 鎌倉市事件解決報告集会

箱根登山ハイヤー労組 労働委員会に救済申立!

弁護士 高橋由美



皆さんは、労働法の中でも「労働組合法」をご存知でしょうか。憲法28条には「労働者の団結権」として①労働者の団結する権利②団体交渉その他の団体交渉をする権利はこれを保障する、との規定があります。

この憲法28条を受けて、労働組合法は、①労働者が労働組合の組合員であることを理由にその労働者に不利益な取り扱いをしたり②労働組合に会社が介入を誠実に行わなかつたり、という行為を「不当労働行為」として禁じています。

ところが、まさに、この「不当労働行為」に該当する行為を行ったのが、箱根登山ハイヤー株式会社が行い、昨年、箱根登山ハイヤー労組という箱根湯本などのタク

シーエンタラーナーの組合が、神奈川県労働委員会に対して、会社の不当労働行為救済申立を行いました。

箱根登山ハイヤー株式会社

は、何年もの間、団体交渉の場において、「小さい組合はつぶす」「多数派組合の下部組織に入らなければ36協定に入れられない。」などとして労働組合に対する不当介入を行つていきました。

降格させられた委員長は、生

活費を維持するため、女性ながら夜勤ドライバーとして勤務しています。もう何度も醉客に胸を触られたりするセクハラ被害にあつていて、いつタクシードライバーを降格させられるかわかりません。

そして昨年、労働組合の委員長を、何の理由もなく降格した

うえで、その組合員がいない地域に強制的に移転させ、労働組合が、団体交渉において異動の理由を尋ねても、「会社の人事異動は不透明なものだ。」など

というだけで、誠実に団体交渉を行わないという、明らかに不

當労働行為を行つたのです。

箱根登山ハイヤー株式会社が行い、昨年、箱根登山ハイヤー労組という箱根湯本などのタク

シーエンタラーナーの組合が、神奈川県労働委員会に対して、会社の不当労働行為救済申立を行いました。

委員長を降格させて異動させるという強硬手段に、組合は立ち上がり、自分たちの権利を守るために、労働委員会に救済命令申立を行いました。

降格させられた委員長は、生

活費を維持するため、女性ながら夜勤ドライバーとして勤務しています。もう何度も醉客に胸を触られたりするセクハラ被害にあつていて、いつタクシードライバーを降格させられるかわかりません。

そして昨年、労働組合の委員長を、何の理由もなく降格した

うえで、その組合員がいない地域に強制的に移転させ、労働組合が、団体交渉において異動の理由を尋ねても、「会社の人事異動は不透明なものだ。」など

というだけで、誠実に団体交渉を行わないという、明らかに不

當労働行為を行つたのです。

箱根登山ハイヤー株式会社が行い、昨年、箱根登山ハイヤー労組とい

う箱根湯本などのタク

シーエンタラーナーの組合が、神奈川県労働委員会に対して、会社の不当労働行為救済申立を行いました。

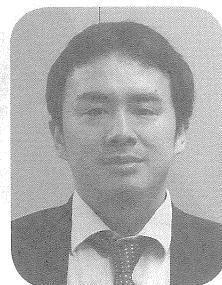
中小企業であれば、労働法を知らない、と言い訳するのかも知れませんが、小田急グループ

の箱根登山ハイヤー事件の早期解決に、多くの皆さんのご支援をお願いします。

バンダイ雇止め

無効事件について

弁護士 田 井 勝



① 大手玩具メーカーの株式会社バンダイから雇止め（雇用契約終了）となつた原告Aさんの事件について報告します。

原告Aさんは、バンダイで平成18年5月から契約社員として就労し、合計13回も契約更新されながら、平成30年3月31日まで約12年間、同社で働いていました。

原告Aさんの主な業務は、バンダイの作る商品サンプルを海外販社に発送する業務。バンダイが制作する毎月500～700ものの商品を系列の海外会社からの要望に合わせ、発送する業務などを行つていました。原告

Aさんはこれからもずっとこの会社で働き、会社の発展に貢献しようと思つていきました。

② ところが、バンダイは原告

Aさんの担当する業務を他の部署に担当させるからとの理由で、原告Aさんを雇う必要がないとの理由で、平成30年3月31日付で雇止めをしました。原告

Aさんはこの扱いにどうしても納得できず、雇止め無効と従業員の地位確認を求め、東京地裁に提訴しました。

③ 本件の大きなポイントは、この雇止めの真の理由が、原告Aさんの無期転換申込権を奪うことであつた点です。

原告Aさんの主な業務は、バンダイの作る商品サンプルを海外販社に発送する業務。バンダイが制作する毎月500～700ものの商品を系列の海外会社からの要望に合わせ、発送する業務などを行つていました。原告

労働契約法18条には無期転換申込権ルールが定められています。これは、平成25年につくられた条文ですが、条文の施行日となる平成25年4月1日以降、

労働契約が更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルールです。原告Aさんは平成25年4月1日の時点でバンダイの契約社員でしたから、平成30年4月1日をもつて、バンダイにこの権利行使ができる状態にありました。

バンダイは原告Aさんのこの権利行使を防ぐべく、同日の前日である同年3月31日をもつて

雇止めしたものでした。

④ 無期転換申込権を定めた労働契約法18条は民主党政権化の際に国会で作られたもので、非正規労働者の雇用の安定を図るための画期的な条文です。会社を奪うというのは法の趣旨に反し許されるものではありません。

全国各地でも同種の事件が訴訟提起されています。契約社員という不安定な雇用形態の中、会社に貢献しようとずっと働き続けた労働者が救われるよう、頑張っていきます。

同事件は当職と近藤ちとせ弁護士が担当しています。

退職手続きは弁護士へ

弁護士 鈴木 啓示

最近、弁護士以外の民間業者が「退職代行」として「会社に退職の意志表示をするのが気まずくてできない」という人の代わりに退職の意思表示をするというサービスが話題になっています。

しかし、この「退職代行」は使うべきではありません。弁護士法72条は、弁護士以外の人が法律事件の代理等をすることを「非弁行為」として禁止しており、「退職代行」はこの非弁行為にあたる可能性が高いと

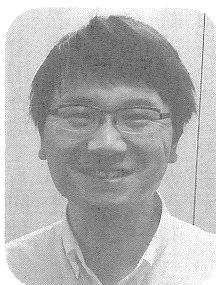
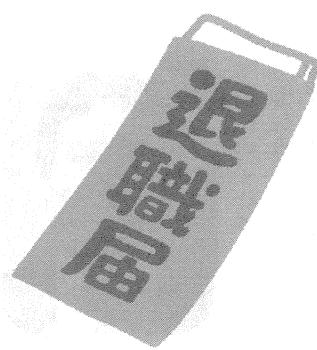
考えられます。非弁行為とならないようには、退職の意思表示をした後の会社との交渉は結局自分でやらなければならず、退職代行業者は助けてくれません。

退職代行サービスは、面談不要でネットから簡単に申し込むことができ安価に利用できるということで評判を集めているようです。弁護士に依頼すれば、有効に退職することができ、残業代請求や有給の消化（又は買取の交渉）など依頼者が、その行為は非弁行為として無効になるリスクがあるだけではなく、依頼者の権利（残業代や有給など）も双方のリスクやサービス

を放棄させてしまうリスクもはらんでいます。退職代行サービスを利用した退職

の意志表示が、非弁行為として無効となれば、利用者は無断欠勤をしたとして会社から懲戒や損害賠償請求をされるリスクもあります。

この点、退職の手続きを内容を考えれば弁護士の方が高いとはいえません。退職手続きで困つたら、ぜひ弁護士へご相談下さい。



神奈川の年金減額違憲訴訟

弁護士 高橋 宏

年金減額違憲訴訟

神奈川の年金減額違憲訴訟では、国の年金減額の根拠に大きな問題があつたことを明らかにしてきました。

世代間公平論

国は、我が国の老齢年金は賦課方式であり、受給世代が受けとっている年金は、現役世代の保険料で賄われている。だから、これからは、少子高齢化が進み、現役世代が減つていくから、受給金額を減額する必要がある。としてきました。

しかし、実際には、我が国の老齢年金は、現役の時に払った

保険料を積み立て、その積立金から将来年金を受給する積立方式として始まつたのであり、その基本は現在も変わっていません。自分たちの世代で積み立てたものを、自分たちの世代で受けとるだけである以上、少子高齢化の影響も受けず 声高に言われる世代間不公平という問題も、本来、起こらない仕組みであることを明らかにしてきました。

年度の3年間で、一律に合計2・5%を減額する法律を成立させていたのでした。よって、この平成24年改正法は、合理的な根拠を欠いた財産権（憲法29条）の制限法であり、本件減額処分は、違憲無効な法律に基づく処分だつたことが明らかになりました。

一律2・5%論の誤り

国は、我が国の老齢年金は賦課方式であり、受給世代が受けとっている年金は、現役世代の保険料で賄われている。だから、これからは、少子高齢化が進み、現役世代が減つていくから、受給金額を減額する必要がある。としてきました。

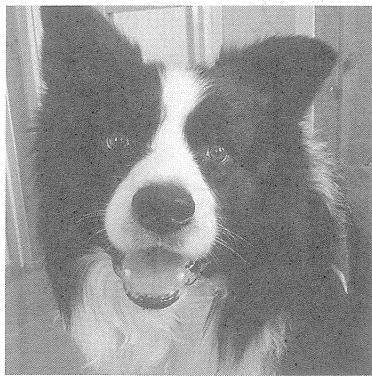
しかし、実際には、我が国の老齢年金は、現役の時に払った

不合理な運用に 誤魔化されない

そして、最近の法廷で明らかになつてきているのが、本件の減額処分の根拠となつていた本來水準との乖離2・5%の解消に、減額幅についての一定の調

整はされたものの、事後的、帳尻併せ的なものといわざるをえず、しかも、場当たり的な調整のため不合理な点が残つて、不合理的なグループ間の不平等を生んでおり、憲法14条との関係でも問題です。





ボーダーコリーと暮らす日々

弁護士 浅川壽一

六年前、ボーダーコリーの雄犬を迎えました。英国の国境付近を原産とし、犬の中で最も知能が高く、運動量も半端なく、飼い主を選ぶ犬といわれています。

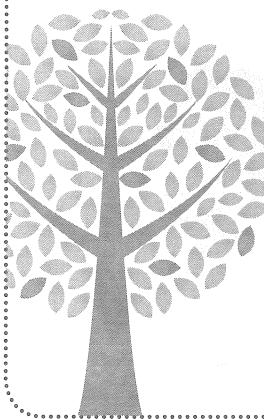
人の目を盗んでフードの箱をあけ貪っている…ケージ（檻）開閉の仕組を覚え脱走…ドアノブを回し開いて部屋を移動…躰のため「天罰」を発生させても「いまのお父さんの仕業でしょ?」と見破る…ドッグランでは友達と駆け回らず自分の近くにくるのを待ち伏せ…。運動量も半端なものではありません。朝晩それぞれ数キ

ロは走らないと満足しないた
め、主人はやたら走らされて
います。26キロという立派な
体躯の持ち主で、引き倒され
ること数え切れず、血だらけ
になつて出勤することも。

こんな苦労から、手放して
しまわれる方も少なくあります。
せん。そのため、専門のボラ
ンティア組織「ボーダーコ
リーレスキュー」という組織
が立ち上がり、迷子や離別し
たボーダーの保護、里親を探
す事業を行っています。

色々と難しさのあるボーダーですが、苦労を乗り越え
た後は、素晴らしいパートナードです。愛犬ジョンくんは

主人を牽引するのが好きらし
く、湖上ではカヌーからダイ
ブして犬かき牽引、雪上では
ブーツとスノーウエアに身を
包んだ姿でクロカンの板を履
いた主人を牽引、ランニング
では足取り重い主人をぐいぐ
い引っ張つて走らせます。
ジョンくんも大はしゃぎで樂
しんでいます。こんな愛犬と
過ごすため、いそいそと帰宅
する毎日です。



戦前戦中の弁護士
の制服を着用

#MeToo運動と 日本におけるセクハラ問題

弁護士 海渡双葉



2017年10月、女性たちが映画「ブロデューサー」のハーヴェイ・ワインスタイン氏によるセクハラを告発したことを受けたことのある人がツイッターで「#MeToo」（私も）と声をあげるというセクハラ告発運動が世界的に広まりました。他方で、日本では、この#MeToo運動は大きくは展開しなかつたものの、2018年4月、財務省の事務次官が女性記者に対してセクハラ発言

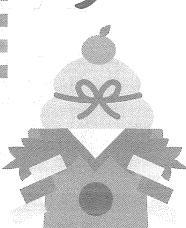
を繰り返していたという録音が一部公開されて辞任するなど、セクハラ問題に光を当てるようなニュースもありました。本件については、麻生財務相が「相手（女性記者）の声が出てこなければ、どうしようもない」と述べ、女性記者が名乗り出ない限りセクハラの事実は証明できないとの認識を示したり、「はじめられた可能性は否定できない」と述べたりするなど、極めて問題ある対応が相次ぎました。

年々、職場でのセクハラ問題について、被害者の方々からご相談を受ける機会が増えているといニュースもありました。本件については、麻生財務相が「相手（女性記者）の声が出てこなければ、どうしようもない」と述べ、女性記者が名乗り出ない限りセクハラの事実は証明できないとの認識を示したり、「はじめられた可能性は否定できない」と述べたりするなど、極めて問題ある対応が相次ぎました。

として徹底的に争つてくる場合もあります。

1つひとつのがケースで、被害者の被害の回復のために尽力させて頂くことが重要であることは言うまでもありませんが、さらに進んで、加害者と被害者との上下関係を利用して行われるために明確な拒否を伝えにくいといったセクハラの実態や、二次被害の深刻さについて、もつと社会全体で認識が共有されて実に対応する場合もありますが、合意があつた等

本年もよろしくおねがいいたします



弁護士 畑山 穂

我われはどこから来たのか？
我われは何ものか？我われはどこへ行くのか？ゴーギャンの人間存在に対する根源的問い合わせの有名な一言です。

日本ばかりか地球的規模で社会的、政治的、経済的混乱はよいよとどまるところを知りません。

今の仕組ではもはやもたないところにまで来ています。
今年一年、考えたいと思います。

弁護士 根岸 義道

昨年1月11日に認知症でグループホームに入所していた母が亡くなりました。母の容態が

あまり良くないということで駆けつけた私が、母の手をとつてさすつている最中に息を引き取り、お陰様で最期を看取ることができました。母の介護では依頼者の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、どうもありがとうございました。

弁護士 小口千恵子

明けましておめでとうございります。
経済も政治も欲に操られて、どんなでもない方向へ進んでいます。

建設アスベスト訴訟で、昨年夏に大阪高裁で2つの画期的な判決が下りました。私たち神奈川の裁判（1陣神奈川ルート）は全国に先行して最高裁に係属しています。

弁護士 中村 晋輔

全国のたたかいの年内解決目指し、頑張っていきます。今年もよろしくお願ひします。

弁護士 高橋 宏

今年は事務所創立50周年の年。平成が終わり新年号が始まる年。これを機に退所する所員への労いと、この先50年に歩み出す所員の団結を。

弁護士 田渕 大輔

歳を取ると時間が過ぎるのが早くなると言われますが、またたくその通りだと実感している今日この頃です。

弁護士 近藤ちとせ

建設アスベスト訴訟で、昨年夏に大阪高裁で2つの画期的な判決が下りました。私たち神奈川の裁判（1陣神奈川ルート）は全国に先行して最高裁に係属しています。

人生の残りの時間、どのくらいあるのか分かりませんが、一つでも多くの事件や、一つでも多くの活動に関わっていきたいと思います。長い広い視野を持って、誠実であることを貫き通して行きたいですね。

弁護士 浅川 壽一

標準体重の上限を超えて、「太り気味」の要注意領域に入りました。食べ過ぎず、運動を心がけ、健康な一年を送りたいです。

弁護士 田井 勝

年末に日産派遣切り事件が急展開。カルロス・ゴーン氏の逮捕。報告書に記載していない報酬が80億以上もあったとの報道。今回の事件発覚を受け、派遣切りに遭った組合員、労働組合、弁護団が、「経営不調を理由に解雇する一方で、役員が違法行為をしてまで報酬をもらっていたのか」と、労働委員会の場で訴えています。この労働争議もメディアに大きく報道されました。最終解決の大チャンスです。皆様ご支援よろしくお願ひします。

弁護士 北神 英典

本号が当職にとりまして最後の事務所ニュースです。開設した新しい事務所は、JR関内駅

南口徒歩2分になります。依頼者の皆様方には、別途、ご案内させていただきます。お近くに越しの際は、ぜひ、お立ち寄りください。

弁護士 鈴木 啓示

明けましておめでとうございます。

昨年は、正月が終わつたと思つていたらあつという間に一年が終わつっていました。

今年から改正相続法が施行され、来年までには大改正された民法が施行されます。

日々の研鑽を怠らずに、皆様にではなく、実像を持ったものに成長してしまいました。年金や消費税といった生活への締め付けも、私たちが戦後体験したことのないような悪状況に陥り、まさに「戦前」に突入せんばかりです。今こそ、希望を失わず、後世に大切な9条を伝えられるようともに頑張りましょう。

本年も、どうぞよろしくお願ひいたします。

弁護士 後藤 愛

明けましておめでとうございます。

今年で弁護士5年目を迎えます。昨年に結婚し、公私ともに充実した年にしたいと思ってます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年は、2013年の生活保護基準引き下げの違憲性・違法性が争われる中で、更なる生活保護基準の引き下げが行われました。

憎まれつ子世にはばかる、正直者が馬鹿を見る、無理が通れば道理引つ込む……年々そういうことが多くなりました。それでも筋道を通して正々堂々と闘う人の味方でありたい。今年もよろしくお願いします。

今年も、どうぞよろしくお願ひします。

いいたします。

弁護士 海渡 双葉

明けましておめでとうございます。昨年は、関わらせて頂いていたものの、残念ながら敗訴判決となり控訴したもの等、様々です。これからも不屈の精神で頑張つていただきたいと思います。

明けましておめでとうございます。昨年は、関わらせて頂いていた幾つかの弁護団事件が節目を迎きました。無事に解決しているもの、残念ながら敗訴判決となり控訴したもの等、様々ですが、これからも不屈の精神で頑張つていただきたいと思います。

弁護士 徳永 吉彦

明けましておめでとうございます。

今年は、自身20代最後の一年ですでの、悔いのないよう過ごいます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

弁護士 鈴木兼一郎

今年は私自身20代最後の一年ですでの、悔いのないよう過ごしたいと思います。

本年もどうぞ宜しくお願ひ致します。

今年も、どうぞよろしくお願ひします。

者の方には、別途、ご案内させていただきます。お近くに越しの際は、ぜひ、お立ち寄りください。

お越しの際は、ぜひ、お立ち寄りください。

濫訴で勝訴

パート2

弁護士 清水

俊

濫訴とは、およそ請求が通らないのにあえて訴訟を提起することである。

以前、架空の傷害事件に基づき1000万円以上の賠償を求める訴訟を提起したことが濫訴にあたるとして逆に損害賠償を認めさせた件をご報告した（2017年夏号）。

なんと、その後、でっち上げをした加害者Aがまた被害者Bを相手に多額の賠償請求を求める訴訟を提起してきたのである。内容は、公共用の通路がBに不

法に占有されており、そのことでAが所有する土地の価値が1億円以上も減少したため、その一部として約2000万円を支払えといったものである。

言うまでもなく、これもまた全く理由のない請求であった。ただ、なぜ、Aは性懲りもなくこのような裁判を起こしてきたのか。

Aは、前回の濫訴で認められた賠償金をすぐに支払わなかつた。そのため、BがAの土地を差し押されたのであるが、Aはその差押

に対する報復としてこの裁判を起こしてきたのである。そう言い切れるのは、何を隠そう本人がそのとおり言っていたからである。差押をした後、Aは、わざわざBの自宅にやつてきて、差押を取り下してくれ、でなければまた裁判をやる、裁判は角度を変えて何度も起こせるんだ、などと息巻いていた。Bはそれをきちんと録音していたため、Aの狙いが明白となつたのである。

今回のAの代償（濫訴の

賠償金額）は慰謝料100万円、弁護士費用20万円というものであつた。不法行為で認められる弁護士費用の通例は認容額の1割である。しかし弁護団は、本件のような濫訴類型では弁護士費用などの経済的な痛手を相手に負担させること自体が目的の一つであると強く主張し、裁判所がそれに数字で答えた形だ。

今回はAも控訴せずに支払をしてきたところを見るに、さすがに懲りたのではないか。



マイナンバー訴訟の現状

弁護士 鈴木 兼一郎

私は、マイナンバー制度

が憲法13条で認められた個人のプライバシー権を侵害するもので違憲だとして提訴した、マイナンバー違憲訴訟@神奈川に弁護団として参加しています。

裁判所での審理が進む中で国側の主張が出ているのですが、その内容というのは到底納得できないものです。例えば、マイナンバーが第三者に漏洩してもそれはマイナンバー制度の欠陥によるものではなく、また、

マイナンバー自体が流出してもただちに個人情報が漏

情報も多く漏洩しています。

らかになつていません。

また、日本年金機構にある国民の保険情報を扱う業

務が委託・再委託され、多く

このように、新たな問題が起ころるたびに、マイナンバー制度が多くの重大な事

理をしていました。しかしこの防止措置をしっかりと

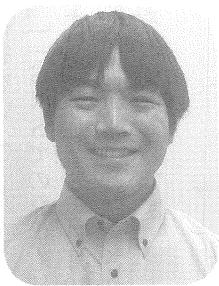
國は、個人情報保護委員会が指導・勧告等の権限があることをマ

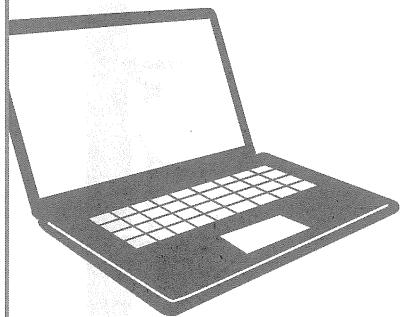
イナンバー制度の合憲性の理由としていますが、実態としては、個人情報保護委員会は少ない職員数であら

うな事案では、マイナンバーカードに個人の顔写真、名前、性別などあらゆる個人情報が記載されているように、それ以外の個人

情報も多くの漏洩しています。また、多くの国民の個人情報が危機にさらされたのは大きく報道されました。國は、個人情報から漏洩でも国がその防止措置をしっかりと

べきです。また、マイナンバーカードが流出したような事案では、マイナンバーカードに個人の顔写真、名前、性別などあらゆる業務を負担しており、この件でもどこまでの権限





最高裁大法廷は、2018年10月17日、分限裁判において、犬の返還請求訴訟に関して、ツイッター投稿を行った岡口

ツイッター投稿の 岡口基一裁判官に懲戒処分

弁護士 中村晋輔

基一裁判官（東京高裁判事）に対し、戒告するとの決定を行いました。岡口裁判官は、「要件事実マニュアル」（ぎょうせい）など裁判実務に役立つ書籍を多数執筆しており、弁護士から支持されている裁判官です。

岡口裁判官については、裁判所という組織において、裁判所から排除されるべき裁判官であるとの共通認識の下、当該決定に至ったと推測されます。当該決定の理由においても、岡口裁判官が厳重注意

の後に今回の投稿に及んだことについて、「強く非難されるべきものというほかない」と書かれています。

最高裁も、東京高裁も、岡口裁判官が犬の返還訴訟を起こした原告の感情を傷つけたことを主張しています。しかし、裁判所は、必ずしも市民の感情に配慮をしてくれるところではなく、違和感があります。当該決定は、他の裁判官に対する警官に対しても向けられた警告、裁判官統制としての側面が強いのではないかと思いま

す。当該決定については、表現の自由や適正手続などの憲法上の問題点も指摘されていますが、弁護士出身の裁判官たちが最高裁でその役割を果たしていないことが残念です。岡口裁判官が、当該決定においても、「司法は少数者の権利を守ることが役割です。」「SNSでの発信も続けます。」（2018年11月10日付け朝日新聞）と発言していることは救いです。



最高裁判所の重み

弁護士 北 神 英 典

弁護士になつて驚いたのは、司法界での最高裁判所裁判官の地位の高さでした。

「何バカなことを、当たり前じやないか」とお叱りを受けるかもしれません。

共同通信の社会部時代、東京で司法記者を4年半やり、うち最高裁担当を1年務めました。当時30代の私にとつて、取材で接する最高裁裁判官は、一丁上がりの好々爺にしか見えませんでした。

迷惑構わず自宅取材も敢行。時には酒食をともにし、家のベルを押しインターフォン越しに、間近に迫つた大きな行政関係裁判や、無罪を争つてゐる死刑事件の判決の見通しを探りま

した（カン取り）。最高裁の判断や決定は、下級裁判所のものと違ひ新聞の一面を飾ることが多く、取材は独特の緊張感がありました。

当時、最高裁裁判官以上に身近な取材対象であつた事務総長や各局長、秘書課長兼広報課長たちは、おしなべて上司に忠実に仕える人という印象でした。

「司法官僚」との表現が当てはまる彼らは、しばらくすると順繰りに最高裁裁判官に選任されていきました。

検察担当記者時代の次長検事や特捜部の副部長から最高裁判官になつた人もいました。検察官から最高裁裁判官に転身するというのは、エリートではあ

るものとの記者の間では「傍流」視（失礼）されていました。あ

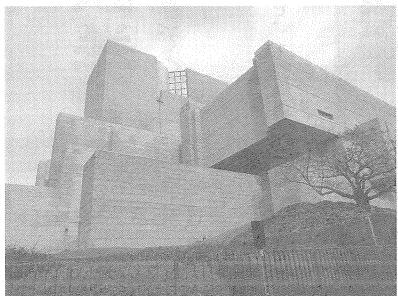
くまで法務検察の本流は検事総長・東京高檢検事長であつたからです。

「嫌な奴だな」と感じる最高裁判官もいました。が、概して「いい人」然としていました。処世術なくして手に入るボストではないのだから当然かもしれません。それが司法の病巣を深めているという指摘は傾聴に値すると思われます。

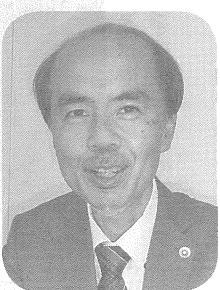
今や、自分が取材をした判決も含む過去の最高裁判例を重々しく引用して書面を作る日々です。ひどい判決であつても実務への影響は絶大で、最高裁の重みというものを否応なく実感さ

せられています。

弁護士登録から10年4か月、思い出深い横浜合同法律事務所を離れ、新事務所を作りました。まだまだ勉強は続きますが、皆様方には大変お世話になりました。今後ともご指導をお願い申し上げます。

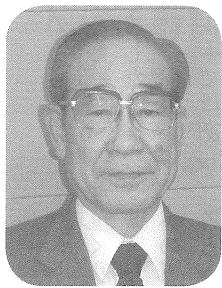


最高裁判所（東京・隼町）



引退の辞

弁護士 川 又 昭



本年一月一〇日をもつて私は横浜合同法律事務所より引退することとなり、弁護士会に対するその旨の手続きも済ませました。

横浜合同法律事務所は、畏敬する故山内忠吉先生と盟友畠山穰弁護士、それに私を加えた三人で一九六九（昭和四四）年一月、自由法曹団に結集する法律事務所として創設した事務所で、今年の一月はその創設から丁度五〇年になり、そのうえこの一月一〇日は私の九二歳の誕生日に当ります。この日無事引退できることに私は言い知れぬ幸せを感じています。

事務所創設以来これまでの五〇年は、私にとつては多くの事象の凄まじい勢いでの変化であつたとの感を否応なく自覚させられる体の五〇年でした。その間に在つて何とか大過

なく過ごし得たのは偏に皆様方の御協力の賜と感謝致しますと共に厚く御礼申しあげます。

我が法律事務所の二〇名になんなんとする錚錚たる弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士法第一条に定める弁護士であることを重く受けとめ、その使命に応えるべく「平和憲法と共に、市民と共に」を座右の銘として自由法曹団に結集し、日夜活動しています。今や安んじて「無事引退」できる私、何とも果報者であることよ、との思いを深くしています。これからは余生、生き甲斐ある余生であるようつとめて参りたいと思っています。

皆様の御健勝を祈念しつつ、以上をもつて引退の辞とさせて頂きます。

昨年10月、事務局の塙本洋子さんが退職
勤続40年、事務のみにとどまらず活動にも積極的に参加
信頼の厚い事務局でした
長きにわたり、事務所のためにご尽力いただきました



無料相談券

*必ずお電話で予約をしてください。
切り取らずにお持ちください。

当事務所で、1回無料でご相談いただけます

電話 045-651-2431

有効期間
2019年1月～7月